

認 証 書

特定非営利活動法人職業教育評価機構 理事長

令和 5 年 6 月 20 日付けで申請のあった特定非営利活動法人職業教育評価機構について、専門職大学のうち経営情報ビジネス分野の認証評価を行う認証評価機関として、学校教育法第 110 条第 2 項の規定により認証します。

令和 6 年 3 月 29 日

文部科学大臣 盛山 正仁

【認証評価の対象】

以下の要件を備えた経営情報ビジネス分野の専門職大学。

- (1) 企業等において新規事業やサービス・ビジネスを創出する人材の養成に向け、経営学の領域及び情報通信技術・開発の領域に加えて、国際コミュニケーション能力について、質の高い実践的な職業教育を通して身につけるとともに、豊かな人間性や進展する情報化社会など社会環境の変化に応じた職業倫理も備えた変革・イノベーションを創出する人材の養成を通して、社会の成長・発展に寄与することを基本的な使命としていること。
- (2) 授与する学位が情報経営イノベーション学士（専門職）又は、これに相当する名称のものであること